

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

次の(1)(2)いずれかに該当する札幌市内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」又は「事業実態のある事業所が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。）

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- (2) 申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

※ 再生手続開始申立等事業者名及び指定期間については、官報に経済産業省告示として掲載されます。指定期間は再生手続開始申立等を行った日から1年間です。

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書に必要事項をご記のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

なお、申請受付時間は9:00～12:00、13:00～16:30です。

共通書類	- 再生手続開始申立等事業者に対する債権額の確認ができる資料 例）支払内訳書、受取手形、売掛金元帳、請求書、納品書等の写し - 委任状 ※金融機関等が代理で申請する場合
法人の場合	- 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し - 決算報告書の写し（直近1期分）
個人の場合	確定申告書の写し（直近1期分）※事業所の所在地を確認できるもの

- (2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。
- (3) 認定書の発行日から30日以内に、信用保証協会に申込をする必要がございます。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター
所在地:札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階
電話:011-200-5511

【制度の運用】

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課金融・経営支援担当係
所在地:札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎15階

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
申請者 企業名
代表者
電話番号

私は _____ が、 年 月 日 ※① (注) の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(注)「破産」、「再生手続開始」、「構成手続開始」等を入れる。

記

1 _____ に対する売掛金 ※② _____ 円

うち回収困難な額 _____ 円

2 _____ に対する取引依存度 ※②

$\frac{A}{B}$ _____ %

A ; 年 月 日から 年 月 日までの _____ に対する取引額等 _____ 円

B ; 上記期間中の全取引額等 _____ 円

※① (注) には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「破産」、「再生手続開始」、「構成手続開始」等を入れる。

※② 1、2 のいずれかを記載すること。

札幌商第 _____ 号
令和 年 (_____ 年) _____ 月 _____ 日
申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期限：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋 元 克 広

(留意事項)

- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 信用保証協会への申込期限内に信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。